

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 316 707 507">石川県地域防災計画 雪害対策編 (平成25年修正)</p>	<p data-bbox="1384 316 1671 507">石川県地域防災計画 雪害対策編 (平成24年修正)</p>	

修正案	現 行	備 考																										
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 ア～イ (略) ウ 指定公共機関 日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店) エ 指定地方公共機関 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会 オ (略) (2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="241 1018 685 1264"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は措置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <table border="1" data-bbox="241 1318 685 1391"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便株式会社(北陸支社)</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 (略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は措置に関すること。	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 ア～イ (略) ウ 指定公共機関 郵便事業株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店) エ 指定地方公共機関 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県道路公社、石川県治水協会 オ (略) (2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1205 1018 1648 1311"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工従業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における雪害の防止及び雪害時における応急措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>石川県道路公社</td> <td>・(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1205 1327 1648 1391"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便事業株式会社(北陸支社)</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 (略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・(略)	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工従業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における雪害の防止及び雪害時における応急措置に関すること。	石川県道路公社	・(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	郵便事業株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は措置に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
日本郵便株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・(略)																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工従業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における雪害の防止及び雪害時における応急措置に関すること。																											
石川県道路公社	・(略)																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
郵便事業株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。																											

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 広報媒体等による普及 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及</u> (エ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>講演会や実地研修等の開催による普及</u></p> <p>エ <u>社会教育施設の活用を通じた普及</u> <u>公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中</u> <u>で防災に関する教育の普及推進を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) <u>県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</u> また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。</u></p> <p>第2節～第3節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 広報媒体等による普及 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 印刷物による普及 (エ)～(オ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承 県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 雪害による被害を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ううえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成 (1)～(3) (略) (4) 県は、防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。 (5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 雪害による被害を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成 (1)～(3) (略) (4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。 (5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p>	

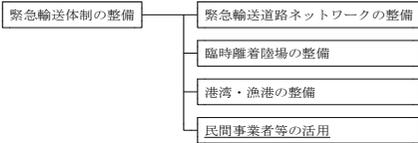
修正案	現行	備考
<p>(1) 図上訓練 (略)</p> <p>(2) 実地訓練 積雪時の災害の発生を想定し、<u>学校、自主防災組織、地域住民等の地域に 関係する多様な主体の協力を得て、次の訓練を実地に行う。</u> (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、<u>応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</u> また、県、市町及び防災関係機関は、<u>雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u> さらに、<u>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p>2 県の活動体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。 イ 県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進 県は、<u>応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u></p>	<p>(1) 図上訓練 (略)</p> <p>(2) 実地訓練 積雪時の災害の発生を想定し、<u>次の訓練を実地に行う。</u> (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、<u>応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</u> また、県、市町及び防災関係機関は、<u>雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。</u></p> <p>さらに、<u>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p>2 県の活動体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制の構築 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握のため、<u>市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 県は、<u>応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>受援計画の策定等</u> <u>県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報発信 市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。 なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>(5) <u>他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</u> <u>ア 市町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。</u> <u>イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> <u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u> <u>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>(6) <u>受援計画の策定等</u> <u>市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報発信 市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。 なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努める。</p> <p>(5) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u> 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。 なお、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、総合防災情報システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、<u>県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</u></p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する雪害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の实情に応じて、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の整備促進を図り、通信の確保に努める。</u> (略) イ (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。</u> なお、<u>県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。</u></p> <p>(4) (略) (削除)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する雪害時の情報の迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、<u>防災行政無線など、地域の实情に応じて、整備促進を図り、通信の確保に努める。</u> (略) イ (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</u> 県は、<u>国・市町と連携協力しながら、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第9節 (略)</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。</u> (略) (4)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備 <u>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</u> <u>イ 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。</u> また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、避難場所、避難路の確保・整備に努め、<u>防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u> (略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等 (1) 避難場所 ア～ウ (略) エ 生活必需品等の供給 (略) また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u></p>	<p>第9節 (略)</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>知識・技能の向上を図る。</u> (略) (4)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。 また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</u></p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、避難場所、避難路の確保、<u>整備に努める。</u> (略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等 (1) 避難場所 ア～ウ (略) エ 生活必需品等の供給 (略) また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整</p>	

修正案	現行	備考
<p>施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>さらに、被災者による災害情報の入手に資する<u>テレビ、ラジオ等の機器</u>の整備を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第12節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光戦略推進部、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策</p> <p>(1) <u>管理、保全及び防災組織体制の整備</u></p> <p>ア 社会福祉施設等の管理者は、地域社会の協力を得ながら、通園（所）路の確保を含め適時適切な除排雪を行う。</p> <p>特に入所施設については、多数の高齢者、心身障害者などの生活の場であり、規模も大きいことから、組織的に対応する必要がある。</p> <p>このため、施設の除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、消防団、町内会、青・壮年団、地域女性団体、ボランティアグループなど地域における社会的資源の活用を図るものとする。</p> <p>また、積雪の状況に応じた適時適切な防災対策を樹立するとともに、あらゆる観点から再点検する。</p> <p>なお、施設においても、地域社会の一員として、地域の雪害・防災対策に積極的に協力する。</p> <p>イ 県は、<u>社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</u></p> <p><u>社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。</u></p> <p>また、<u>社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。</u></p> <p>ウ 市町は、<u>小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>エ 県は、<u>介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>さらに、<u>テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器</u>の整備を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第12節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策</p> <p>(1) 社会福祉施設等の管理者は、地域社会の協力を得ながら、通園（所）路の確保を含め適時適切な除排雪を行う。</p> <p>特に入所施設については、多数の高齢者、心身障害者などの生活の場であり、規模も大きいことから、組織的に対応する必要がある。</p> <p>このため、施設の除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、消防団、町内会、青・壮年団、地域女性団体、ボランティアグループなど地域における社会的資源の活用を図るものとする。</p> <p>また、積雪の状況に応じた適時適切な防災対策を樹立するとともに、あらゆる観点から再点検する。</p> <p>なお、施設においても、地域社会の一員として、地域の雪害・防災対策に積極的に協力する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	

修正案	現行	備考																								
<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p>  <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="246 486 705 837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 定 基 準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線</td> <td>県庁、土木(総合)事務所、市役所・町役場、国土交通省・中且本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警署</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td>市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図(別紙1)</p> <p>第14節～第16節 (略)</p>	区 分	設 定 基 準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、市役所・町役場、国土交通省・中且本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警署	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p>  <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="1220 494 1691 837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 定 基 準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線</td> <td>県庁、土木総合事務所、地方生活中心都市の役場、国土交通省・公司等出先機関、空港、重要港湾</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td>地方港湾、中心都市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警署、テレビ・ラジオ放送局</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td>火葬場、斎場</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図(別紙2)</p> <p>第14節～第16節 (略)</p>	区 分	設 定 基 準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木総合事務所、地方生活中心都市の役場、国土交通省・公司等出先機関、空港、重要港湾	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	地方港湾、中心都市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警署、テレビ・ラジオ放送局	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	火葬場、斎場	
区 分	設 定 基 準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、市役所・町役場、国土交通省・中且本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警署																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二																								
区 分	設 定 基 準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木総合事務所、地方生活中心都市の役場、国土交通省・公司等出先機関、空港、重要港湾																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救命活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	地方港湾、中心都市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警署、テレビ・ラジオ放送局																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	火葬場、斎場																								

修正案	現行	備考
<p>第17節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">危機管理監室、県民文化局、健康福祉部、農林水産部、市町</p> <p>1 基本方針 (略) このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 (2)～(4) (略) (5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (1) (略) (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第18節～第22節 (略)</p> <p>第23節 公共施設災害予防 1 基本方針</p>	<p>第17節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">危機管理監室、県民文化局、農林水産部、市町</p> <p>1 基本方針 (略) このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (1) (略) (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第23節 公共施設災害予防 1 基本方針</p>	

修正案	現行	備考																																																																																																																						
<p>道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。</p> <p>このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 交通施設等の整備対策 主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等については、国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。</p> <p>第24節 (略)</p> <h3 style="text-align: center;">第3章 雪害応急対策計画</h3> <p>第1節 初動体制の確立 1～4 (略)</p> <p>5 災害対策本部 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成 ア～カ (略)</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害対策本部員</td> <td>本部員会議</td> <td>職名</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">員</td> <td>本部連絡員室</td> <td>室長</td> <td>危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>副知事</td> <td>副室長</td> <td>消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> <td>本部連絡員</td> <td>(企画調整室次長等)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理監</td> <td>危機対策課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>災害資料部</td> <td>企画振興部長</td> <td>企画振興部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>県民文化部</td> <td>県民文化局長</td> <td>県民文化局企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>健康福祉部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>環境部長</td> <td>環境部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>商工労働部長</td> <td>商工労働部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>観光戦略推進部</td> <td>観光戦略推進部長</td> <td>観光戦略推進部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>農林水産部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>競馬事業部</td> <td>競馬事業局長</td> <td>競馬事業部総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> <td>土木部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>災害経理部</td> <td>出納室長</td> <td>出納室課長補佐</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育長</td> <td>教育委員会総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部警備課課長補佐</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">現地災害対策本部</p>	災害対策本部員	本部員会議	職名	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))	員	本部連絡員室	室長	危機対策課長	本部長	副知事	副室長	消防保安課長	副本部長	副知事	本部連絡員	(企画調整室次長等)	危機管理部	危機管理監	危機対策課課長補佐	総務部	総務部長	総務課課長補佐	災害資料部	企画振興部長	企画振興部企画調整室次長	県民文化部	県民文化局長	県民文化局企画調整室次長	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部企画調整室次長	環境部	環境部長	環境部企画調整室次長	商工労働部	商工労働部長	商工労働部企画調整室次長	観光戦略推進部	観光戦略推進部長	観光戦略推進部企画調整室次長	農林水産部	農林水産部長	農林水産部企画調整室次長	競馬事業部	競馬事業局長	競馬事業部総務課課長補佐	土木部	土木部長	土木部企画調整室次長	災害経理部	出納室長	出納室課長補佐	教育部	教育長	教育委員会総務課課長補佐	警察部	警察本部長	警察本部警備課課長補佐	<p>道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。</p> <p>このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港などの交通施設間の連携強化を図るなど、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 交通施設等の整備対策 主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に努める。</p> <h3 style="text-align: center;">第3章 雪害応急対策計画</h3> <p>第1節 初動体制の確立 1～4 (略)</p> <p>5 災害対策本部 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成 ア～カ (略)</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害対策本部員</td> <td>本部員会議</td> <td>職名</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))</td> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">員</td> <td>本部連絡員室</td> <td>室長</td> <td>危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>副知事</td> <td>副室長</td> <td>消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> <td>本部連絡員</td> <td>(企画調整室次長等)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理監</td> <td>危機対策課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>災害資料部</td> <td>企画振興部長</td> <td>企画振興部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>県民文化部</td> <td>県民文化局長</td> <td>県民文化局企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>健康福祉部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>環境部長</td> <td>環境部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>商工労働部長</td> <td>商工労働部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>観光交流部</td> <td>観光交流局長</td> <td>観光交流局企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>農林水産部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>競馬事業部</td> <td>競馬事業局長</td> <td>競馬事業部総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> <td>土木部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>災害経理部</td> <td>出納室長</td> <td>出納室課長補佐</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育長</td> <td>教育委員会総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部警備課課長補佐</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">現地災害対策本部</p>	災害対策本部員	本部員会議	職名	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))	員	本部連絡員室	室長	危機対策課長	本部長	副知事	副室長	消防保安課長	副本部長	副知事	本部連絡員	(企画調整室次長等)	危機管理部	危機管理監	危機対策課課長補佐	総務部	総務部長	総務課課長補佐	災害資料部	企画振興部長	企画振興部企画調整室次長	県民文化部	県民文化局長	県民文化局企画調整室次長	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部企画調整室次長	環境部	環境部長	環境部企画調整室次長	商工労働部	商工労働部長	商工労働部企画調整室次長	観光交流部	観光交流局長	観光交流局企画調整室次長	農林水産部	農林水産部長	農林水産部企画調整室次長	競馬事業部	競馬事業局長	競馬事業部総務課課長補佐	土木部	土木部長	土木部企画調整室次長	災害経理部	出納室長	出納室課長補佐	教育部	教育長	教育委員会総務課課長補佐	警察部	警察本部長	警察本部警備課課長補佐	
災害対策本部員		本部員会議	職名				各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))	員	本部連絡員室	室長	危機対策課長																																																																																																												
		本部長	副知事							副室長	消防保安課長																																																																																																													
		副本部長	副知事							本部連絡員	(企画調整室次長等)																																																																																																													
		危機管理部	危機管理監							危機対策課課長補佐																																																																																																														
		総務部	総務部長							総務課課長補佐																																																																																																														
		災害資料部	企画振興部長							企画振興部企画調整室次長																																																																																																														
		県民文化部	県民文化局長							県民文化局企画調整室次長																																																																																																														
		健康福祉部	健康福祉部長							健康福祉部企画調整室次長																																																																																																														
		環境部	環境部長							環境部企画調整室次長																																																																																																														
		商工労働部	商工労働部長							商工労働部企画調整室次長																																																																																																														
		観光戦略推進部	観光戦略推進部長							観光戦略推進部企画調整室次長																																																																																																														
		農林水産部	農林水産部長							農林水産部企画調整室次長																																																																																																														
		競馬事業部	競馬事業局長							競馬事業部総務課課長補佐																																																																																																														
		土木部	土木部長							土木部企画調整室次長																																																																																																														
	災害経理部	出納室長	出納室課長補佐																																																																																																																					
教育部	教育長	教育委員会総務課課長補佐																																																																																																																						
警察部	警察本部長	警察本部警備課課長補佐																																																																																																																						
災害対策本部員	本部員会議	職名	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課長補佐(総括))	員	本部連絡員室	室長	危機対策課長																																																																																																																
	本部長	副知事				副室長	消防保安課長																																																																																																																	
	副本部長	副知事				本部連絡員	(企画調整室次長等)																																																																																																																	
	危機管理部	危機管理監				危機対策課課長補佐																																																																																																																		
	総務部	総務部長				総務課課長補佐																																																																																																																		
	災害資料部	企画振興部長				企画振興部企画調整室次長																																																																																																																		
	県民文化部	県民文化局長				県民文化局企画調整室次長																																																																																																																		
	健康福祉部	健康福祉部長				健康福祉部企画調整室次長																																																																																																																		
	環境部	環境部長				環境部企画調整室次長																																																																																																																		
	商工労働部	商工労働部長				商工労働部企画調整室次長																																																																																																																		
	観光交流部	観光交流局長				観光交流局企画調整室次長																																																																																																																		
	農林水産部	農林水産部長				農林水産部企画調整室次長																																																																																																																		
	競馬事業部	競馬事業局長				競馬事業部総務課課長補佐																																																																																																																		
	土木部	土木部長				土木部企画調整室次長																																																																																																																		
	災害経理部	出納室長				出納室課長補佐																																																																																																																		
教育部	教育長	教育委員会総務課課長補佐																																																																																																																						
警察部	警察本部長	警察本部警備課課長補佐																																																																																																																						

修正案	現行	備考										
<p>(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 受援体制の確立 <u>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</u></p> <p>(1) 知事の応援要請 ア (略) イ <u>他の都道府県等に対する広域応援要請</u> 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）</u>」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、<u>応援を要請する。</u> (ア)～(カ) (略) ウ (略) エ <u>国に対する応援要請</u> 知事は、<u>災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請 公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、<u>警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の警察官等の特別派遣を求める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア～オ (略) カ <u>災害時における医療用ガスの供給等に関する協定</u> (本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="228 1270 878 1353"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H25.5.10</td> <td>0778-24-4000</td> <td>0778-24-5975</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25.5.10	0778-24-4000	0778-24-5975	<p>(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 受援体制の確立 <u>県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。</u></p> <p>(1) 知事の応援要請 ア (略) イ <u>他の都道府県等に対する広域応援要請</u> 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日）</u>」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、<u>応援を要請する。</u> (ア)～(カ) (略) ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請 公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、<u>警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく広域緊急援助隊等の警察官等の特別派遣を求める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア～オ (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25.5.10	0778-24-4000	0778-24-5975								

修正案	現行	備考																																																		
<p>キ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第17節「救助・救急活動」参照) (略)</p> <p>ク 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第19節「災害警備」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>コ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="224 638 750 750"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(二社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="224 837 896 933"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第29節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>ス 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第29節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>セ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p> <p>ソ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第27節「住宅の応急対策」参照) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(二社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422	<p>カ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第17節「救助・救急活動」参照) (略)</p> <p>キ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第19節「災害警備」参照) (略)</p> <p>ク 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1198 630 1758 758"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1198 845 1848 941"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18. 3. 31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第29節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>シ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第29節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>ス 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p> <p>セ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第27節「住宅の応急対策」参照) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県	(二社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																																																
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422																																																

修正案	現行	備考
<p>タ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第27節「住宅の応急対策」参照) (略) (7)～(8) (略)</p> <p>11 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。</p> <p>(1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援縣市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア (略) イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。 なお、他の被災都道府県(市町村)への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 応援部隊には、応援を要請した都道府県(市町村)との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 (略)</p> </div> <p>ウ 国の応援要請に対する協力 県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。</p> <p>(7) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合</p> <p>(1) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求の待ついとまがないと国が認める場合</p> <p>(2) 市町 市町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。</p> <p>12 (略) 第2節 (略) 第3節 雪に関する防災気象情報 1 (略)</p>	<p>ソ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第27節「住宅の応急対策」参照) (略) (7)～(8) (略)</p> <p>11 広域応援協力体制の確立</p> <p>知事は、県下市町はもとより、広域応援縣市等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア (略) イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。 なお、他県(市)への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 応援部隊には、応援要請県(市)との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 (略)</p> </div> <p>12 (略) 第2節 (略) 第3節 雪に関する防災気象情報 1 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>2 注意報・警報の対象区域 (略)</p> <p>(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <div data-bbox="215 368 748 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村等をまとめた地域の名称</p> <p>加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町</p> </div> <p>3 (略)</p> <p>4 降雪予報 (1)～(2) (略) (3) 地域区分地図 ア 市町区分</p> <div data-bbox="286 772 801 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	<p>2 注意報・警報の対象区域 (略)</p> <p>(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <div data-bbox="1223 360 1742 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町等をまとめた地域の名称</p> <p>加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町</p> </div> <p>3 (略)</p> <p>4 降雪予報 (1)～(2) (略) (3) 地域区分地図 ア 市町区分</p> <div data-bbox="1294 766 1814 1433" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	

修正案	現行	備考																																																																																
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 降積雪量観測所（金沢地方気象台）</p> <table border="1" data-bbox="154 320 965 549"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所 種別</th> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="2">観測種目</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">観測所の 標高(m)</th> </tr> <tr> <th>積雪</th> <th>降雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象官署</td> <td>金沢</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>金沢市西念3丁目4-1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>輪島</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>輪島市鳳至町畠田99-3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域気象観測所</td> <td>珠洲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>珠洲市正院町正院2丁目1番3地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>七尾</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>七尾市本府中町ヲ部38</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>白山吉野</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>白山市吉野壬89</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>加賀菅谷</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>加賀市山中温泉菅谷町2-32</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握する。 また、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁にも報告する。</p> <p>(7)(イ) (略)</p> <p>イ 市町</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 119番通報に係る状況の情報</p> <p>市町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p>	観測所 種別	地点	観測種目		所在地	観測所の 標高(m)	積雪	降雪	気象官署	金沢	○	○	金沢市西念3丁目4-1	6	輪島	○	○	輪島市鳳至町畠田99-3	5	地域気象観測所	珠洲	○	○	珠洲市正院町正院2丁目1番3地	4	七尾	○	○	七尾市本府中町ヲ部38	14	白山吉野	○	○	白山市吉野壬89	180	加賀菅谷	○	○	加賀市山中温泉菅谷町2-32	83	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 降積雪量観測所（金沢地方気象台）</p> <table border="1" data-bbox="1151 320 1888 549"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所 種別</th> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="2">観測種目</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">観測所の 標高(m)</th> </tr> <tr> <th>積雪</th> <th>降雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象官署</td> <td>金沢</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>金沢市西念3丁目4-1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>輪島</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>輪島市鳳至町畠田99-3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域気象観測所</td> <td>珠洲</td> <td>○</td> <td></td> <td>珠洲市正院町正院2丁目1番3地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>七尾</td> <td>○</td> <td></td> <td>七尾市本府中町ヲ部38</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>白山吉野</td> <td>○</td> <td></td> <td>白山市吉野壬89</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>栢野</td> <td>○</td> <td></td> <td>加賀市山中温泉栢野町へ12-3</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報殺到状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握する。 また、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁にも報告する。</p> <p>(7)(イ) (略)</p> <p>イ 市町</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 119番通報殺到状況の情報</p> <p>市町は、119番通報殺到状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p>	観測所 種別	地点	観測種目		所在地	観測所の 標高(m)	積雪	降雪	気象官署	金沢	○	○	金沢市西念3丁目4-1	6	輪島	○	○	輪島市鳳至町畠田99-3	5	地域気象観測所	珠洲	○		珠洲市正院町正院2丁目1番3地	4	七尾	○		七尾市本府中町ヲ部38	14	白山吉野	○		白山市吉野壬89	180	栢野	○		加賀市山中温泉栢野町へ12-3	126	
観測所 種別			地点	観測種目			所在地	観測所の 標高(m)																																																																										
	積雪	降雪																																																																																
気象官署	金沢	○	○	金沢市西念3丁目4-1	6																																																																													
	輪島	○	○	輪島市鳳至町畠田99-3	5																																																																													
地域気象観測所	珠洲	○	○	珠洲市正院町正院2丁目1番3地	4																																																																													
	七尾	○	○	七尾市本府中町ヲ部38	14																																																																													
	白山吉野	○	○	白山市吉野壬89	180																																																																													
	加賀菅谷	○	○	加賀市山中温泉菅谷町2-32	83																																																																													
観測所 種別	地点	観測種目		所在地	観測所の 標高(m)																																																																													
		積雪	降雪																																																																															
気象官署	金沢	○	○	金沢市西念3丁目4-1	6																																																																													
	輪島	○	○	輪島市鳳至町畠田99-3	5																																																																													
地域気象観測所	珠洲	○		珠洲市正院町正院2丁目1番3地	4																																																																													
	七尾	○		七尾市本府中町ヲ部38	14																																																																													
	白山吉野	○		白山市吉野壬89	180																																																																													
	栢野	○		加賀市山中温泉栢野町へ12-3	126																																																																													

修正案	現行	備考												
<p>(7) 県（本庁）・県教育委員会 a～c （略） d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>(イ) （略） イ～エ （略）</p> <p>オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、<u>災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。</u></p> <p>カ （略）</p> <p>(4)～(7) （略） (8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="176 995 909 1096"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光戦略推進部</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光戦略推進部 企画調整室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 収集すべき情報 (1) （略） (2) 報告の要領 ア～エ （略）</p> <p>オ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行</p>	部	調査事項	主管課	観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室	<p>(7) 県（本庁）・県教育委員会 a～c （略） d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、<u>必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。</u>なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(イ) （略） イ～エ （略）</p> <p>オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、<u>被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し、協力しなければならない。</u></p> <p>カ （略）</p> <p>(4)～(7) （略） (8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="1153 991 1877 1096"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光交流局</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光交流局 企画調整室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 収集すべき情報 (1) （略） (2) 報告の要領 ア～エ （略）</p> <p>オ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人</p>	部	調査事項	主管課	観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室	
部	調査事項	主管課												
観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室												
部	調査事項	主管課												
観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室												

修正案	現行	備考
<p>者など住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導 1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア (略) また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p>	<p>のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導 1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア (略) また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p>	

修正案	現行	備考
<div data-bbox="188 252 947 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 </div> <p>エ 避難等の状況把握 関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。 また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。</p> <p>オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="188 663 857 1026" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div> <p>カ (略)</p> <p>キ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク 災害時要援護者等の健康管理 (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p>	<div data-bbox="1140 252 1899 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 </div> <p>エ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1193 679 1832 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 </div> <p>オ (略)</p> <p>カ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>キ 災害時要援護者等の健康管理 (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>シ 避難者の住生活の早期確保 避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>ク (略)</p> <p>ケ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>コ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>サ 避難者の住生活の早期確保 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 広域避難対策 (1)～(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(4) 避難路の確保 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第14節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">健康福祉部、危機管理監室、観光戦略推進部、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、<u>災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 雪害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、<u>特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>他県等からの傷病者の受入体制</u> 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、<u>国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。</u></p> <p>8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p>	<p>(3) 避難路の確保 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第14節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、必要に応じて自治会長、民生委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 雪害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、<u>県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p>	

修正案	現行	備考																				
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(I) 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="217 395 687 505"> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H.25.5.10</td> </tr> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="217 608 678 716"> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター</td> </tr> </table> <p>9～12 (略)</p> <p>第16節～第21節 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (略)</p> <p>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確</p>	協定者		協定締結日	石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H.25.5.10	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1151 587 1453 743"> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>富山県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>福井県赤十字血液センター</td> </tr> </table> <p>8～11 (略)</p> <p>第16節～第21節 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (略)</p> <p>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p>	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	愛知県赤十字血液センター	富山県赤十字血液センター	福井県赤十字血液センター	
協定者		協定締結日																				
石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H.25.5.10																				
優先順位	血液センター																					
1	石川県赤十字血液センター																					
2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター																					
優先順位	血液センター																					
1	石川県赤十字血液センター																					
2	愛知県赤十字血液センター																					
	富山県赤十字血液センター																					
	福井県赤十字血液センター																					

修正案	現行	備考																												
<p>に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第23節～第26節 (略)</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="179 1024 833 1359"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住宅確保</td> <td>1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td>2 既存公営住宅等</td> <td>(1) 公営住宅等入居 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融機構融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td>4 公営住宅建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第28節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存公営住宅等	(1) 公営住宅等入居 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	<p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第23節～第26節 (略)</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1024 1848 1359"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住宅確保</td> <td>1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td>2 既存公営住宅等</td> <td>(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居 (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融機構融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td>4 公営住宅建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第28節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存公営住宅等	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居 (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	
対策種別及び順位		内 容																												
住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																												
	2 既存公営住宅等	(1) 公営住宅等入居 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																												
	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																												
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。																												
	5	災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																												
対策種別及び順位		内 容																												
住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 (2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 (3) 借用 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																												
	2 既存公営住宅等	(1) 公営住宅入居 既存公営住宅への特別入居 (2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																												
	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																												
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 (2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。																												
	5	災害救助法による仮設住宅建設 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																												

修正案	現行	備考
<p>第29節 輸送手段の確保</p> <div data-bbox="129 272 1010 389" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企画振興部、危機管理監室、<u>商工労働部</u>、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>(3) <u>運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 災害復旧資金</p> <div data-bbox="241 1246 978 1302" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務部、北陸財務局、<u>日本郵便株式会社</u>（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>日本郵便株式会社</u>（北陸支社）の特例措置 (略)</p>	<p>第29節 輸送手段の確保</p> <div data-bbox="1093 272 1962 389" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企画振興部、危機管理監室、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関 災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 災害復旧資金</p> <div data-bbox="1205 1246 1942 1302" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務部、北陸財務局、<u>郵便事業株式会社</u>（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>郵便事業株式会社</u>（北陸支社）の特例措置 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第5節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針 <u>県、市町及び防災関係機関は、雪害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u> <u>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</u> <u>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～10 (略)</p> <p>第6節 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 基本方針 <u>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u> <u>市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 被災者に対する職業のあっせん <u>(1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。</u> <u>(2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 <u>国有財産の無償借受等</u> <u>国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。</u></p> <p>第8節 災害義援金及び義援物資の配分</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 義援金及び義援物資の輸送 (1)～(2) (略) (3) 日本赤十字社石川県支部 (略)</p>	<p>第5節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害発生後の住民生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。 また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第6節 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 基本方針 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第8節 災害義援金及び義援物資の配分</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 義援金及び義援物資の輸送 (1)～(2) (略) (3) 日本赤十字社石川県支部 (略)</p>	

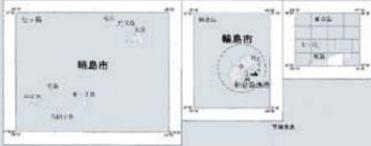
修正案	現行	備考
<p>義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 （略）</p> <p>第9節 復興計画</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 計画的復興の進め方</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 複合災害対策</u></p> <p>第1節 基本方針</p> <p><u>本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。</u></p> <p><u>なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</u></p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県における通信連絡設備の整備</p> <p>ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設</p> <p>イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器</p> <p>(2) 通信連絡体制の確立</p>	<p>義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、日用品セット、お見舞い品セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 （略）</p> <p>第9節 復興計画</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 計画的復興の進め方</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。</p> <p>2 複合災害時の災害予防体制の整備</p> <p>(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。</p> <p>3 複合災害を想定した訓練の実施</p> <p>県は、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。</p> <p>さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。</p>		

修正案	現行	備考
<p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</p> <p>(2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。</p> <p>(3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。</p> <p>4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</p> <p>5 緊急時医療措置</p> <p>県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>第4節 災害復旧対策</p> <p>複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。</p>		

石川県管内図

緊急輸送道路ネットワーク図(旧)
平成20年3月



海岸保全区域一覧表

番号	名称
1	石川県立総合高専
2	石川県立総合高専
3	石川県立総合高専
4	石川県立総合高専
5	石川県立総合高専
6	石川県立総合高専
7	石川県立総合高専
8	石川県立総合高専
9	石川県立総合高専
10	石川県立総合高専
11	石川県立総合高専
12	石川県立総合高専
13	石川県立総合高専
14	石川県立総合高専
15	石川県立総合高専
16	石川県立総合高専
17	石川県立総合高専
18	石川県立総合高専
19	石川県立総合高専
20	石川県立総合高専
21	石川県立総合高専
22	石川県立総合高専
23	石川県立総合高専
24	石川県立総合高専
25	石川県立総合高専
26	石川県立総合高専
27	石川県立総合高専
28	石川県立総合高専
29	石川県立総合高専
30	石川県立総合高専

緊急輸送道路ネットワーク図(旧) 詳細説明

この図は、石川県内の緊急輸送道路ネットワークを示しています。道路は、第1次緊急輸送道路(赤線)、第2次緊急輸送道路(青線)、第3次緊急輸送道路(緑線)に分類されています。また、重要な施設や地点も示されています。

港湾・漁港一覧表

番号	名称	種別
1	石川県立総合高専	港湾
2	石川県立総合高専	漁港
3	石川県立総合高専	港湾
4	石川県立総合高専	漁港
5	石川県立総合高専	港湾
6	石川県立総合高専	漁港
7	石川県立総合高専	港湾
8	石川県立総合高専	漁港
9	石川県立総合高専	港湾
10	石川県立総合高専	漁港
11	石川県立総合高専	港湾
12	石川県立総合高専	漁港
13	石川県立総合高専	港湾
14	石川県立総合高専	漁港
15	石川県立総合高専	港湾
16	石川県立総合高専	漁港
17	石川県立総合高専	港湾
18	石川県立総合高専	漁港
19	石川県立総合高専	港湾
20	石川県立総合高専	漁港
21	石川県立総合高専	港湾
22	石川県立総合高専	漁港
23	石川県立総合高専	港湾
24	石川県立総合高専	漁港
25	石川県立総合高専	港湾
26	石川県立総合高専	漁港
27	石川県立総合高専	港湾
28	石川県立総合高専	漁港
29	石川県立総合高専	港湾
30	石川県立総合高専	漁港

道路凡例

- 第1次緊急輸送道路 (赤線)
- 第2次緊急輸送道路 (青線)
- 第3次緊急輸送道路 (緑線)

拠点凡例

- 県庁舎 (赤丸)
- 地方生活圏中心都市 役場庁舎 (青丸)
- 市町村庁舎(上記、中心都市除く) (緑丸)
- 重要港湾 (赤星)
- 港湾・漁港 (青星)
- 国土交通省・道路公団等庁舎 (赤星)
- 土木事務所 (青星)
- 物流拠点 (赤星)
- 放送局 (青星)
- 警察署 (赤星)
- 消防本部・消防署 (青星)
- 場外避難陸場(航空機70乗降可能所) (赤星)
- 自衛隊 (青星)
- 病院(現地医療派遣病院) (赤星)
- 中心都市駅 (青星)
- 火葬場 (赤星)

国道・県道一覧表

路線番号	名称	延長(km)	備考
1	国道156号	12.5	石川県道156号
2	国道157号	15.2	石川県道157号
3	国道158号	18.7	石川県道158号
4	国道159号	21.3	石川県道159号
5	国道160号	24.8	石川県道160号
6	国道161号	27.4	石川県道161号
7	国道162号	30.9	石川県道162号
8	国道163号	33.5	石川県道163号
9	国道164号	36.1	石川県道164号
10	国道165号	38.7	石川県道165号
11	国道166号	41.3	石川県道166号
12	国道167号	43.9	石川県道167号
13	国道168号	46.5	石川県道168号
14	国道169号	49.1	石川県道169号
15	国道170号	51.7	石川県道170号
16	国道171号	54.3	石川県道171号
17	国道172号	56.9	石川県道172号
18	国道173号	59.5	石川県道173号
19	国道174号	62.1	石川県道174号
20	国道175号	64.7	石川県道175号
21	国道176号	67.3	石川県道176号
22	国道177号	69.9	石川県道177号
23	国道178号	72.5	石川県道178号
24	国道179号	75.1	石川県道179号
25	国道180号	77.7	石川県道180号
26	国道181号	80.3	石川県道181号
27	国道182号	82.9	石川県道182号
28	国道183号	85.5	石川県道183号
29	国道184号	88.1	石川県道184号
30	国道185号	90.7	石川県道185号
31	国道186号	93.3	石川県道186号
32	国道187号	95.9	石川県道187号
33	国道188号	98.5	石川県道188号
34	国道189号	101.1	石川県道189号
35	国道190号	103.7	石川県道190号
36	国道191号	106.3	石川県道191号
37	国道192号	108.9	石川県道192号
38	国道193号	111.5	石川県道193号
39	国道194号	114.1	石川県道194号
40	国道195号	116.7	石川県道195号
41	国道196号	119.3	石川県道196号
42	国道197号	121.9	石川県道197号
43	国道198号	124.5	石川県道198号
44	国道199号	127.1	石川県道199号
45	国道200号	129.7	石川県道200号
46	国道201号	132.3	石川県道201号
47	国道202号	134.9	石川県道202号
48	国道203号	137.5	石川県道203号
49	国道204号	140.1	石川県道204号
50	国道205号	142.7	石川県道205号
51	国道206号	145.3	石川県道206号
52	国道207号	147.9	石川県道207号
53	国道208号	150.5	石川県道208号
54	国道209号	153.1	石川県道209号
55	国道210号	155.7	石川県道210号
56	国道211号	158.3	石川県道211号
57	国道212号	160.9	石川県道212号
58	国道213号	163.5	石川県道213号
59	国道214号	166.1	石川県道214号
60	国道215号	168.7	石川県道215号
61	国道216号	171.3	石川県道216号
62	国道217号	173.9	石川県道217号
63	国道218号	176.5	石川県道218号
64	国道219号	179.1	石川県道219号
65	国道220号	181.7	石川県道220号
66	国道221号	184.3	石川県道221号
67	国道222号	186.9	石川県道222号
68	国道223号	189.5	石川県道223号
69	国道224号	192.1	石川県道224号
70	国道225号	194.7	石川県道225号
71	国道226号	197.3	石川県道226号
72	国道227号	199.9	石川県道227号
73	国道228号	202.5	石川県道228号
74	国道229号	205.1	石川県道229号
75	国道230号	207.7	石川県道230号
76	国道231号	210.3	石川県道231号
77	国道232号	212.9	石川県道232号
78	国道233号	215.5	石川県道233号
79	国道234号	218.1	石川県道234号
80	国道235号	220.7	石川県道235号
81	国道236号	223.3	石川県道236号
82	国道237号	225.9	石川県道237号
83	国道238号	228.5	石川県道238号
84	国道239号	231.1	石川県道239号
85	国道240号	233.7	石川県道240号
86	国道241号	236.3	石川県道241号
87	国道242号	238.9	石川県道242号
88	国道243号	241.5	石川県道243号
89	国道244号	244.1	石川県道244号
90	国道245号	246.7	石川県道245号
91	国道246号	249.3	石川県道246号
92	国道247号	251.9	石川県道247号
93	国道248号	254.5	石川県道248号
94	国道249号	257.1	石川県道249号
95	国道250号	259.7	石川県道250号
96	国道251号	262.3	石川県道251号
97	国道252号	264.9	石川県道252号
98	国道253号	267.5	石川県道253号
99	国道254号	270.1	石川県道254号
100	国道255号	272.7	石川県道255号

記号凡例

- 赤線: 第1次緊急輸送道路
- 青線: 第2次緊急輸送道路
- 緑線: 第3次緊急輸送道路
- 赤丸: 県庁舎
- 青丸: 地方生活圏中心都市 役場庁舎
- 緑丸: 市町村庁舎(上記、中心都市除く)
- 赤星: 重要港湾
- 青星: 港湾・漁港
- 赤星: 国土交通省・道路公団等庁舎
- 青星: 土木事務所
- 赤星: 物流拠点
- 青星: 放送局
- 赤星: 警察署
- 青星: 消防本部・消防署
- 赤星: 場外避難陸場(航空機70乗降可能所)
- 青星: 自衛隊
- 赤星: 病院(現地医療派遣病院)
- 青星: 中心都市駅
- 赤星: 火葬場

緊急輸送道路ネットワーク図(旧) 詳細説明

この図は、石川県内の緊急輸送道路ネットワークを示しています。道路は、第1次緊急輸送道路(赤線)、第2次緊急輸送道路(青線)、第3次緊急輸送道路(緑線)に分類されています。また、重要な施設や地点も示されています。